

◎新潟県告示第110号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定し、同条第4項の規定により告示する。

平成28年1月21日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 知事指定薬物の名称

- (1) 2- (2, 5-ジメトキシ-4-メチルフェニル) エタンアミン（通称名：2C-D）及びその塩類
- (2) 2- {[ビス(4-フルオロフェニル)メチル]スルフィニル}-N-メチルアセトアミド（通称名：Modafinil）及びその塩類
- (3) 1-メトキシ-3, 3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル=1-(シクロヘキシルメチル)-1H-インダゾール-3-カルボキシラート（通称名：MO-CHMINACA）及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第7号に規定する危険薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

3 指定の効力が発生する日

平成28年1月22日